

情報公開

去る10月15日付、中日新聞夕刊

によりますと、蒲郡市選挙区選出の県議会議員大竹正人氏が市税、固定資産税、国民健康保険税などを滞納していたことが明らかになりました。氏は同日中に全額完納したということですが、市民の皆様に対し市議会議員としても事情説明の責任があると思ひ、さっそく市税務課からの聞き取りを致しました。その概要をQ&A形式で以下に記します。ただし敬語、敬称等は省略します。

聞き取りの日

平成19年10月16日

午後3時45分から4時20分

聞き取り場所

蒲郡市役所7階議員控え室

回答者

税務課 課長、主幹

Q 県議は市税滞納していたか？

A していた。

Q 新聞報道のとおり完納したか？

A 新聞報道のあった10月15日

午後2時30分ごろ、県議宅にて、延滞税14.6%も含め完納した。

Q 誰が収納したか？

A 蒲郡市収納員が収納した。

Q 滞納の内訳は？

A 蒲郡市としては市民税、固定資産税、国民健康保険税。

Q 金額は？

A 個人情報保護の観点から提示できない。

Q 新聞報道では、数百万円となっている。数百万円とはどの程度か？

A 一般的概念では、8.9百万円程度は約1千万円というだろうし1.2百万円というのも当たらないかもしれない。

Q 県議は、支払う意志があったのか？

A あったと思う。なぜなら、納税計画を立て、少しずつ支払っていたから。

Q どのような計画か？

A 本年、19年末に完納予定だった。

Q なぜ、公表しなかったのか？

A 個人情報保護もあり、それに優先する特段の理由がないから。

Q 県議は公僕であり、市民の手本となるべき人だ。市民の税金を歳費として頂いている。これは公表すべき特段の理由ではないか？

Q 一般市民と同様の扱いとなる。

Q 市民の反発は承知しているか？

A 承知している。

Q 時効分はあるか？

A ない。納税計画を立て、過去5年以前の分については収納済みだ。

Q 一般的に時効の判断は誰がするのか？

A 地方税法第18条で決まっている。

Q 滞納報告は上司へはするか？

A しない。

Q 県議の場合はどうか？

A 一般の場合と同様で、しなかった。

Q 副市長が、県議の滞納を匂わす

た。

Q 一般市民と同様の扱いとなる。

Q 市民の反発は承知しているか？

A 承知している。

Q 時効分はあるか？

A ない。納税計画を立て、過去5年以前の分については収納済みだ。

Q 一般的に時効の判断は誰がするのか？

A 地方税法第18条で決まっている。

Q 滞納報告は上司へはするか？

A しない。

Q 県議の場合はどうか？

A 一般の場合と同様で、しなかった。

Q 副市長が、県議の滞納を匂わす

た。

Q 一般市民と同様の扱いとなる。

Q 市民の反発は承知しているか？

A 承知している。

ようなことを言っていたが、市長を含め上層部は知っていたのではないか？

A 確認できない。

Q 県議だからといって、収納に手を加えていなかったか？

A ない。

Q なぜ、収納できなかったのか？

A 本人の事情によると承知している。

Q 資産の確認はできていたのか？

A 預貯金残高を調査権を使い確認したところ、強制収納は無理だと判断した。

Q 残高はなかったということか？

A そういつことだ。これから、他の面談予定がある。以上にした

い。

Q 現、元市議など、滞納例はあるか？

A ない。

Q 資料提示を求める。

A 出せる分については、出す。以上です。

議員の聞き取りの範疇を超える疑問点として、収納時に同席者がいたかどうか、県議に資産がない中で、数百万円の現金がどこから出たかなどが残りしました。

議員の聞き取りの範疇を超える疑問点として、収納時に同席者がいたかどうか、県議に資産がない中で、数百万円の現金がどこから出たかなどが残りしました。



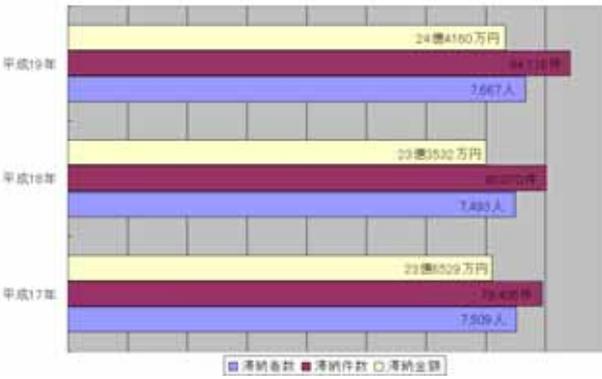
蒲郡市議会議員控え室

市税等滞納状況

前項の聞き取りの最後に求めた資料提供が、約束どおりありましたが、それによりますと市民税、固定資産税、国民健康保険税など、市の歳入に関わる税金の滞納額は、本年7月で既に24億円を越えています(グラフ参照)。この額は、蒲郡市の一般会計約23.6億円の実に1割を越えるものです。

帳簿上に数字が計上されているにもかかわらず、使えないお金がこれほどあつては市政の運営に大きく影響し、厳しくて当然でしょう。

ただ、督促状況を見ても、収納員さんの人数を見ても、現場は何もしないというのではありません。



蒲郡市市税等滞納状況

場合によっては、県議の例にあるように、納税計画を立てさせることもあります。それでもこの結果です。どこかに甘さがあるのではないかと思われるます。

県議の道義的責任はもちろん、細かな報告は受けないにしても、ここには金原久雄市長の強い意志が求められます。

さて滞納者数7667人、滞納件数84118件は述べた数で、それがそのまま滞納者の実数ではありませんが、憂慮されることは違いありません(詳細はホームページをご覧ください)。

もちろん、蒲郡市の景気の悪さからいって、経済的に困窮されている方も見えるでしょう。この状況は、近年ずっと続いており、ますます悪くなる傾向にあります。つまり、景気の浮揚を見出せない、そのような政策を立てられない市長に責任があるとも考えられます。

(地方税の消滅時効)

地方税法第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日の翌日から起算して五年間行使しないことにより、時効により消滅する。

透明な政治を目指して

透明な政治はどのようにしたら得られるでしょう。今般、はからずも県議による市税滞納問題が出ました。が、これを得るには情報公開しかないでしょう。

これは、先の市議会議員選挙においても、市長選挙においても訴え続けてきたことです。言葉では分かりづらいくともあつたでしょうが、このたび、現実にそれが証明されました。

情報公開に努めれば、市政を私することなど、できようはずがありません。臭いものに蓋をすることがなければ、行政改革も進むでしょう。

それでも注意しなければならぬことがあります。それは、個人情報保護です。これは裏を返せば、情報公開の大きな障壁ともなっています。

蒲郡市にも情報公開条例がありますが、総務省からの指導もあり、個人情報保護との絡みで、積極的に運用されているとは思えません。面はゆいの一言につきます。

市長再任

10月14日投票の市長選挙において、現職の金原久雄氏が再任されました。

氏は2期8年の実績を訴えておりました。その実績に対する評価はまちまちでしょうが、これまでと同じ政策は執れず、これからの4年間はいばらの道になるかもしれない。

何をしても、人口減少を容認する政策だけは転換して頂きたい。これは、企業誘致もしなければ、産業振興もせず、観光の促進もしないと聞かれます。

人づくりにおいても、保育園での対話集いや市民大学をなくすことで得られるのでしょうか。

ばらまき行政も疑問点です。

これらは、蒲郡市議会が目指すところであり、私も注意深く厳格に対応してまいります。

議会報告

9月議会における一般質問の要旨は以下のとおりです。

一、障害者雇用について

(1)障害者就労支援

就労支援員(シヨブノチ)への支援要

請

(2)企業への対応

二、新規事業に対する処分の枠組み

(1)新規事業と市民サービス

(2)議員による条例裁可の責任

また市長、副市長、教育長に対する処分について反対討論をしました。